

「高齢社会をよくする女性の会・広島」会員募集

現在、「ともに語り」「ともに学び」「ともに行動する」仲間を募っています。「女性」「暮らし」「高齢期」をキーワードにしながら、「高齢者問題」についての年2回ほどの講演会、それに向けての会員同士の勉強会を実施していく予定であります。入会ご希望の方は、会費と共に申込書にご記入の上、お申し込みください。

「高齢社会をよくする女性の会・広島」申込書

お名前 (ふりがな)	
所属	
e-mail アドレス	
ご住所	〒
連絡先電話番号	
FAX 番号	
案内送付方法	ご希望の方法に一つだけ○をつけてください。 ・ E-mail で ・ FAX で ・ 郵送で (葉書)

《入会資格》 ○なし

《会費》 ○入会金不要 ○年会費 1500 円

《活動内容》 ○勉強会・講演会の開催 (講演会参加時、会員割引の特典)

《入会方法》 ○現金の場合

上記申込書にご記入の上、年会費 1500 円を添えてお申込ください。

○郵便局ご利用の場合

振込用紙に、ご住所・お名前・連絡先電話番号を明記の上、1500 円をお振込みください。(振込料金をご負担ください)

振込先：01340-7-66479 高齢社会をよくする女性の会・広島

* 払込をもって会員登録が完了します。

高齢社会をよくする女性の会・広島 会則

【名称】

第1条 本会は 高齢社会をよくする女性の会・広島 と称する。

【目的】

第2条 本会は講演会の開催などを通して、豊かな高齢社会を実現することを目的とする。

【事業】

第3条 本会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- ①講演会
- ②勉強会
- ③その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第4条 本会は、正会員のみで構成される

第5条 本会の目的に賛同し、会費を支払い、所定の手続きを行えば正会員になることができる。

第6条 退会は会員の自由とする。但し、正当な理由なく2年以上会費を滞納した者は退会とする。

【組織】

第7条 本会には次の役員をおき、総会で承認する。

代表 1名・会計 2名・監査 2名

第8条 代表は本会を代表し、講演会・総会他会務を主宰する。代表の選出は会員の互選により、任期は2年とするが再任は妨げない。

第9条 連絡先を下記に設置する。

〒730-0051 広島市中区大手町2丁目5-11-204

【運営】

第10条 代表は年1回総会を開催する。下記の事項は総会の承認を経なければならない。

- 1) 事業
- 2) 人事
- 3) 予算・決算
- 4) 会則の変更
- 5) その他重要事項

但し、緊急を要するものについては代表の判断で対処し、総会で事後承認を得ることとする。

第11条 本会は会員からの会費、寄付金、会によって承認された事業からの収入により、運営される。